全国木材協同組合連合会

会長　松原　正和　殿

誓約書

1. 実証対象施設に用いた木材の耐久性及び当該施設の耐久性・耐候性を高めるための具体の対策について、（甲）から（乙）に対して説明を行い、（乙）はその内容について理解しました。
2. 実証対象施設のメンテナンス計画（維持管理のために必要な具体的な対策とその時期、コスト等）について、（甲）から（乙）に対して説明を行いました。
3. 今回申請する実証対象施設（塀等）の整備には、国、地方公共団体、その他の公的機関からの補助や助成を受けていません。

※　ただし、地方公共団体及びその他の公的機関（以下「補助事業実施機関」という。）が実施する補助や助成において、その財源に国庫からの助成金、交付金その他国の資金（地方交付税交付金を除く。）が含まれていないことを補助事業実施機関により証明される場合はこの限りではありません。

※　地方公共団体が実施する補助事業には、国の他の補助金を財源としているものもありますので、補助金を使用する場合は、補助事業の実施主体に必ずご確認ください。

※　既存のブロック塀等の除却に国の他の補助金を使用し、その後の木塀の新設において実証事業を行う場合、経費を明確に区分するため、除却と新設の契約を分ける必要がありますのでご注意ください。

※　状況の変化があった場合、速やかに全国木材協同組合連合会までご連絡ください。

（４）　(甲)は外構実証型事業の終了後５年間は実証により整備した外構施設の状況を把握すること並びに(甲)は全国木材協同組合連合会が行う分析等に令和１０年３月末までの間協力することについて、（甲）から（乙）に対して説明を行い、（乙）はこれに協力します。

上記の内容及び外構部の木質化支援事業の一切の内容について了解した上で外構実証型事業に申請します。

また、上記の内容に反することとなった場合には助成金を返還いたします。

　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　　年　　　月　　　日

（甲）実証事業者：　　　　　　　　　　　　　　㊞

（乙）実証対象施設施主：　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

（電話番号：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）